2

2

3

4



【規 則】

【告 示】

特定非営利活

温泉法施行細

障害者の日常

自立支援医療 県営土地改良

【漁調委告示】

島根県幸

平成30年3月13日(火)

第 2,987 号

(毎週火・金曜日発行) http://www.pref.shimane.lg.jp/

上	_
計動促進法施行細則の一部を改正する規則 間則の一部を改正する規則	(環境生活総務課)
7生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 軽機関の指定	(障がい福祉課)
事業計画の変更	(農村整備課)

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変 (中 小 企 業 課) 4 更の届出 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗廃止の届出 (") 5

都市計画事業の認可 (都市計画課) 5

【公告】 平成30年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施 (建築住宅課) 6

【公企規程】 島根県企業局財務規程の一部を改正する規程 (企業局総務課) 8

【選管告示】 地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有す 9

る者の総数の50分の1及び3分の1の数

海面における漁業権に係る漁場計画案に関する公聴会の開催 10

【雑報】 危険物取扱者試験の実施 (消防総務課)

公布された条例等のあらまし

◇特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則 (規則第7号)

- 1 規則の概要
- (1) 特定非営利活動法人の設立、定款の変更及び合併の認証の申請があった場合の公告又は公表は、インターネットの利用による公表により行うものとすることとした。(第3条関係)
- (2) 認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人の認定をした場合の公示は、インターネットの利用により行うものとすることとした。 (第18条関係)
- (3) その他規定の整備
- 2 施行期日

平成30年4月1日から施行することとした。

◇温泉法施行細則の一部を改正する規則(規則第8号)

- 1 規則の概要
- (1) 松江市の中核市への移行に伴う規定の整備(第25条・第28条・様式第20号―様式第39号関係)
- (2) その他規定の整備
- 2 施行期日

平成30年4月1日から施行することとした。

規則

特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第7号

特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則

特定非営利活動促進法施行細則(平成10年島根県規則第95号)の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「公告」を「公告等」に改め、同条第1項中「公告」の次に「又は公表」を加え、「島根県報に登載 して」を「インターネットの利用による公表により」に改める。

第18条第1項中「島根県報に登載して」を「インターネットの利用により」に改め、同条第2項中「次に掲げるものとする」を「従前の認定の有効期間とする(法第51条第2項の認定の有効期間の更新を受けた場合に限る。)」に改め、同項各号を削る。

第24条第1項中「第29条」を「及びこの規則」に、「正副2通とする」を「別に定める」に改め、同条第2項を削る。

附則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

温泉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第8号

温泉法施行細則の一部を改正する規則

温泉法施行細則(昭和61年島根県規則第8号)の一部を次のように改正する。

第23条の見出し中「採取届」を「その他の利用届」に改め、同条第1項中「採取する者(法第15条第1項に該当する者を除く。)」を「公共の浴用又は飲用以外の目的に利用する者」に、「温泉採取届」を「温泉のその他の利用届」に改め、同条第2項中「の採取」を「の利用」に、「温泉採取者住所(氏名)変更届」を「温泉のその他の利用者住所(氏名)変更届」に改め、同条第3項中「の採取」を「の利用」に、「温泉採取廃止届」を「温泉のその他の利用廃止届」に改める。

第25条第2項中「の許可証」の次に「の交付を受けた者(松江市の区域を除く。次項において同じ。)であって、当該 許可証」を加え、同条第3項中「の許可証」の次に「の交付を受けた者であって、当該許可証」を加える。

第28条中「者」の次に「(松江市の区域を除く。次条において同じ。)」を加える。

様式第20号から様式第27号までの規定中「島根県 保健所長」を「 保健所長」に改める。

様式第28号中「島根県 保健所長」を「 保健所長」に、「温 泉 採 取 届」を「温 泉 の そ の 他 の 利 用 届」に、「を採取」を「を利用」に、



「利用量」に改める。

様式第29号中「島根県 保健所長」を「 保健所長」に、「温 泉 採 取 者 住 所 (氏 名) 変 更届」を「温泉のその他の利用者住所(氏名)変更届」に改める。

様式第30号中「島根県 保健所長」を「 保健所長」に、「温 泉 採 取 廃 止 届」を「温 泉 の そ の 他 の 利 用 廃 止 届」に、「の採取」を「の利用」に、



「利用量」に改める。

様式第31号から様式第39号までの規定中「島根県 保健所長」を「 保健所長」に改める。

附則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

告示

島根県告示第132号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援 医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。 平成30年3月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定自立	支援医療機関	- 自立支援医療の種類	指定年月日
名称	所 在 地	日立又饭区凉炒埋粮	旧处十万日
日本調剤 島大薬局	出雲市塩冶町89-1	育成医療	平成30年3月1日
		更生医療	
		精神通院医療	

島根県告示第133号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

平成30年3月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事 業 名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
才槇谷地区用排水施設事業(県営農村地域防	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	奥出雲町役場
災減災事業 (ため池整備事業))			

島根県告示第134号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について 意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成30年3月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

宍道ショッピングセンター 島根県松江市宍道町佐々布208-35外

- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社ベル 代表取締役 長富 英光 島根県松江市宍道町佐々布208-35
- (3) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前)株式会社ベル 代表取締役 柳楽 晃彦 島根県松江市宍道町佐々布208-35 (変更後)株式会社ベル 代表取締役 長富 英光 島根県松江市宍道町佐々布208-35

(4) 変更の年月日

平成29年12月7日

2 届出年月日

平成30年3月1日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業経済部商工企画課(松江市末次町86番地)

- 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等
 - (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

- (2) 意見書に記載すべき事項
 - ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び 主たる事務所の所在地)
 - イ アの記載事項についての公表の意思の有無
 - ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
 - エ 意見の内容
 - オ 意見を述べる理由
- (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第135号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第5項の規定による届出があったので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。

平成30年3月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 届出の概要
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 有限会社佐貫家具出雲支店 島根県出雲市高松町705番地 5
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所 有限会社佐貫家具 取締役 佐貫 彰紀 島根県出雲市白枝町226-1
 - (3) 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計 1,487平方メートル
 - (4) 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計 0平方メートル
 - (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日 平成29年12月5日
- 2 届出年月日

平成30年3月2日

島根県告示第136号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成30年3月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 施行者の名称

出雲市

2 都市計画事業の種類及び名称

出雲都市計画道路事業3・4・10号高砂町渡橋線(2工区)

3 事業施行期間

平成30年3月13日から平成39年3月31日まで

- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 島根県出雲市塩冶町及び渡橋町地内
 - (2) 使用の部分 島根県出雲市塩冶町地内

公告

建築士法(昭和25年法律第202号。以下「法」という。)第13条の規定により平成30年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施するので、建築士法施行細則(昭和25年島根県規則第111号)第16条の規定により公告する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第15条の6第1項の規定により島根県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターが行う。

平成30年3月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 試験期日及び時間
 - (1) 「学科の試験」
 - (二級建築士試験)

平成30年7月1日(日)午前10時から午後5時10分まで

(木造建築士試験)

平成30年7月22日(日)午前10時から午後5時10分まで

- (2) 「設計製図の試験」
 - (二級建築士試験)

平成30年9月9日(日)午前11時から午後4時まで

(木造建築士試験)

平成30年10月14日 (日) 午前11時から午後4時まで

- 2 試験地及び試験場
 - (1) 「学科の試験」

(二級建築士試験)

松江市 松江市殿町158

島根県民会館

(木造建築士試験)

松江市 松江市殿町158

島根県民会館

(2) 「設計製図の試験」

(二級建築士試験)

松江市 松江市学園南1-2-1

島根県立産業交流会館(くにびきメッセ)

(木造建築士試験)

松江市 松江市学園南1-2-1

島根県立産業交流会館(くにびきメッセ)

3 受験申込手続

(1) 郵送による受験申込み

郵送による受験申込みについては、過去に二級建築士試験若しくは木造建築士試験の受験をしたことがある者のうち、平成29年以前の二級・木造建築士試験の受験票若しくは合否の通知書が貼付されている者又は離島等で直接申込みができない等やむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書若しくは住民票が添付されている者に限り行うことができる。

ア 受付期間

平成30年4月2日(月)から同月16日(月)まで

イ 受験申込方法

次の宛先(受付最終日の消印のあるものまで有効)に、必ず簡易書留で郵送すること。

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3-6 紀尾井町パークビル

公益財団法人建築技術教育普及センター 本部

(2) インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成16年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みを した者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができ る。

ア 受付期間及び受付時間

平成30年4月9日(月)午前10時から同月16日(月)午後4時まで

イ 受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (http://www.jaeic.or.jp/) において、必要な事項を入力し申し込むこと。

(3) 受付場所における受験申込み

過去に二級建築士試験又は木造建築士試験を受験したことがない者(過去に受験した二級建築士試験又は木造建築 士試験の受験票又は合否の通知書を貼付できない者を含む。)は、必ず受付場所における受験申込みを行うこと。

また、受付場所における受験申込みについては、(1)又は(2)による受験申込みができなかった者も行うことができる。

ア 受付地、受付場所及び受付期間

松江市 松江市北田町35-3

一般社団法人 島根県建築士会

平成30年4月19日(木)から同月23日(月)まで

イ 受付時間

午前10時から午後5時まで

ウ 受験申込方法

受験申込書は、上記受付地に設ける受付場所に申込者本人が直接提出すること。

4 「学科の試験」の免除の申請

「学科の試験」の免除の申請は、平成28年又は平成29年の「学科の試験」に合格した者に限り行うことができる。

なお、免除の申請に当たっては、平成28年若しくは平成29年の試験(他の都道府県が行ったものを含む。)の「学科の試験」の合格通知書又は平成28年若しくは平成29年の「設計製図の試験」の不合格の通知書で平成30年の「学科の試験」が免除できる旨記載されたものを貼付して行うこと。

5 受験票の交付等

受験票(受験番号及び試験場等を明記したもの)については、平成30年6月8日(金)(予定)に、受験有資格者に

発送する。

6 合格者の発表及び合否の通知

平成30年12月6日(木)(予定)。合格者には合格した旨を、不合格者には不合格の旨及び成績を通知する。 なお、「学科の試験」については、二級建築士試験においては平成30年8月21日(火)、木造建築士試験においては 平成30年9月4日(火)(いずれも予定)。

7 合格判定基準の公表

合格者の発表の際に、合否判定基準を公益財団法人建築技術教育普及センター中国四国支部等に掲示する。

- 8 その他
 - (1) 設計製図の課題は、平成30年6月6日(水)(予定)から公益財団法人建築技術教育普及センター中国四国支部及び一般社団法人島根県建築士会に掲示するとともに、「学科の試験」の試験場においても掲示する。

また、公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (http://www.jaeic.or.jp/) において公表する。

(2) 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受付期間内にその旨を申し出ること。

島根県公営企業管理規程

島根県企業局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成30年3月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県公営企業管理規程第1号

島根県企業局財務規程の一部を改正する規程

島根県企業局財務規程(昭和40年島根県公営企業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1電気事業会計勘定科目表の資産の部中

		手当等
		報酬
		賃金
		法定福利費
		厚生費
		•
を		
Γ		
		手当等
		賞与引当金繰入額
		報酬
		賃金
		法定福利費
		法定福利費引当金繰入額
		厚生費

に改め、同表宅地造成事業会計勘定科目表の資産の部中

江津地域拠点工業団地造成 事業費 用地費 用地取得費 工事費 造成工事費 諸設備費 総係費 給料 手当等 報酬 賃金 法定福利費 厚生費

を

江津地域拠点工業団地造成 事業費

用地費

工事費

総係費

用地取得費

造成工事費 諸設備費

給料 手当等

賞与引当金繰入額

報酬賃金

法定福利費

法定福利費引当金繰入額

厚生費

に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

島根県選挙管理委員会告示第5号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第

86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数又は3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は次のとおりである。

平成30年3月13日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

- 1 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数 11,561
- 2 地方自治法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数) 163,006
- 3 地方自治法第80条第1項の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)

松江選挙区	56, 413
浜田選挙区	15, 579
出雲選挙区	47, 537
益田選挙区	13, 360
大田選挙区	10, 101
安来選挙区	11, 132
江津選挙区	6, 810
雲南・飯石選挙区	12, 634
仁多選挙区	3, 762
邑智選挙区	5, 524
鹿足選挙区	4, 039
隠岐選挙区	5, 792

4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その 総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて 得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と 40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数) 163,006

漁業調整委員会告示

隠岐海区漁業調整委員会告示第1号

漁業法(昭和24年法律第267号)第11条第4項の規定により、海面における漁業権に係る漁場計画案に関する公聴会を 次のとおり開催する。

平成30年3月13日

隠岐海区漁業調整委員会会長 葛 西 清 秀

1 日時、場所及び案件

目	時	場所		案 件	
平成30年3月	月20日(火)	隠岐郡隠岐の島町西町八尾の一、62番	番地	海面における漁業権に係る漁場計画案	に
14時30分		漁業協同組合JFしまね西郷支所 3	3階会議室	ついて(隠岐海区分)	

2 関係書類の縦覧

(1) 縦覧に供する書類の名称 漁場計画一覧表及び総合連絡図

(2) 縦覧の期間

平成30年3月14日から同月19日まで

(3) 縦覧の場所

島根県農林水産部水産課、隠岐支庁水産局及び同島前出張所

雑報

消防法 (昭和23年法律第186号) 第13条の5第1項の規定により、島根県知事の委任に係る平成30年度第1回及び第2回危険物取扱者試験を次のとおり実施するので、危険物の規制に関する規則 (昭和34年総理府令第55号) 第56条第1項の規定により公示する。

平成30年3月13日

一般財団法人消防試験研究センター理事長 田 口 尚 文

1 試験の種類

甲種危険物取扱者試験

乙種危険物取扱者試験

丙種危険物取扱者試験

2 試験日及び試験場所

区分	試験日	試 験 場 所
第1回	平成30年6月10日(日)	松江市、大田市、益田市
第2回	平成30年6月17日(日)	出雲市、浜田市、隠岐の島町

3 試験の開始時間

午前の試験 10時00分 (9時30分までに集合すること。)

午後の試験 13時30分 (13時00分までに集合すること。)

4 受験手続

(1) 受験願書提出先

書面申請 (願書による受験申請) と電子申請 (インターネットによる受験申請) の 2 通りのうち、いずれかによる。

- ア 書面申請の場合
 - 一般財団法人消防試験研究センター島根県支部(願書を持参又は郵送のこと。)
- イ 電子申請の場合
 - 一般財団法人消防試験研究センターのホームページに詳細掲載

ホームページアドレス http://www.shoubo-shiken.or.jp

- (2) 受験願書受付期間
 - ア 書面申請の場合

平成30年4月12日(木)から同月26日(木)まで(郵送の場合は、4月26日の消印有効)

イ 電子申請の場合

平成30年4月9日(月)午前9時から同月23日(月)午後5時まで(受付期間中、24時間受け付ける。)

(3) 受験手数料

甲種危険物取扱者試験 5,000円

乙種危険物取扱者試験 3,400円

丙種危険物取扱者試験 2,700円

5 その他

(1) 書面申請の場合

ア 受験願書用紙配置場所

一般財団法人消防試験研究センター島根県支部、島根県防災部消防総務課、島根県隠岐支庁、各県民センター (事務所)、各消防本部及び各地区危険物保安協会

イ 郵送により受験願書を請求する場合

「危険物取扱者試験願書請求」と朱書した封筒に、140円分の切手を貼った請求者宛先明記の返信用角型2号封 筒(A4サイズ)を同封し、一般財団法人消防試験研究センター島根県支部宛て送付する。

ウ 問合せ先

〒690-0886 松江市母衣町55 島根県林業会館2階

一般財団法人消防試験研究センター島根県支部

電話 0852-27-5819 FAX 0852-25-8242

(2) 電子申請の場合

問合せ先

一般財団法人消防試験研究センター 電子申請室

専用電話 0570-07-1000 (有料)

受付時間 午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)